

★今号のTOPIC★ 医療法人の「理事長」と「監事」について

医療法人の最も基本的な区分として、「社団たる医療法人」と「財団たる医療法人」があります。このうち、大多数を占めている「社団たる医療法人」には、構成員である社員のほか、医療法の定めにより、理事長・理事・監事という役職をおき、社員総会と理事会という機関を設置することが定められています。法人の組織としては、「株式会社」に似ており、社員→株主、社員総会→株主総会、理事→取締役、理事会→取締役会、理事長→代表取締役、監事→監査役とイメージすると、その役割もイメージしやすいでしょう。今号では「社団たる医療法人」の「理事長」と「監事」の基本的な事項をご説明をさせていただきます。

【1. 医療法人の「理事長」とは？】

理事長とは、医療法人を代表し、業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有します。加えて、職務上、第三者に与えた損害について賠償する責任を負います。理事長は、医師又は歯科医師である理事のうちから選出します。3か月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければなりません。ただし、毎事業年度に4か月を超える間隔で二回以上その報告をする旨を定款で定めることができます。

《「理事長」のここがポイント！》

1. 理事長は理事のうちから選出し、医師または歯科医師である理事から選出すること。
2. 理事の任期は2年。2年ごとに理事・監事・理事長の改選が必要。
→理事長の変更（再任含む）登記手続きと管轄官庁への届出が必要。
3. 理事長の登記事項は、理事長の住所・氏名・就任年月日
→理事長が住所移転すると変更の登記手続きが必要。
4. 理事長が別の医療法人の理事・監事を兼任することは可能だが、監督官庁によっては監事の兼任を不可とする場合がある。
5. 複数の医療法人の理事長を兼務する事は不適当。
6. 医師または歯科医師でない理事から理事長を選任することは可能だが、事前に知事の認可が必要（例外規定のため、相当の理由が必要）



【2. 医療法人の「監事」とは？】

監事とは、医療法人と一線を画し、第三者的な立場から法人運営をチェックする役割があります。主な職務は、医療法人の業務・財産状況を監査し、毎会計年度、当該会計期間の監査報告を作成する等の職務を行います。

監事の職務には以下のものがあります。

- ア 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3か月以内に社員総会及び理事会に提出すること。
- イ 上記ア、イの監査の結果、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、都道府県知事、社員総会又は理事会に報告すること。
- ウ 上記イの報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
- エ 理事が社員総会に提出しようとする議案等を調査すること。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を社員総会に報告すること。
- オ 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

《「監事」のここがポイント！》

1. 社員総会で選任される。任期は2年以内。（社員総会で任期中に解任も可能）
2. 理事・当該医療法人の職員（診療所・病院・施設管理者含む）を兼任していないこと。他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこと。※「特殊な関係」の範囲は都道府県によって異なる。
3. 医療法人と取引関係のある営利企業の役員でないこと。
4. 医療法で定める欠格事由に該当しないこと。
5. 監事としての義務を怠ると損害賠償義務が発生。

～役員欠格事由（医療法第46条の5第5項）～

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 医療法、医師法等、医療法施行令第5条の5の7に定める医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ③ ②に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は、執行を受けることがなくなるまでの者

より詳しくお知りになりたい場合は、タスク行政書士法人までお問合せください！

次号の予告TOPIC 相続シリーズ②相続人と法定相続分について

